

# 利根川



VOL. 5

1999 10月号

利根川水系農業水利協議会  
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部  
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350  
027-251-4105

## 会員紹介コーナー

### 高崎西部土地改良区



本地域は、標高100m前後の碓氷川、烏川右岸に沿った山岳地帯に接し、東西1.2km、南東0.4~0.7kmの比較的細長い地区です。また周辺の状況を見ると百衣観音のふもと付近は、市街化の形態も強く寺尾・根小屋地区のは場整備事業の完了、石原築堤にともなう大幅な農地転用、ゴルフ場、多目的広場と市民の憩いの場等々の開発が盛んに進んでいます。

当土地改良区は、受益面積116ha、組合員480人と比較的小規模ですが、大正3年に金ヶ崎水利組合が誕生しその後東邦亜鉛鉱毒による寺尾堰・根小屋堰を烏川から取水することなどが要因となり合併がなされました。

昭和36年に高崎西部土地改良区が設立となり、当時の穴堰として金ヶ崎用水に通水していたトンネルも改修され新用水路に生まれ変わりました。また受益地における用水施設等も、時代の流れとともに改革の方向に向かいつつあります。

### 安中磯部土地改良区



安中磯部土地改良区は241haの地区面積、安中市・松井田町・その他の組合員820名で、優良農地に安定した農業用水を供給するために、用排水路施設の管理を行っています。

改良区地域内の農業用水は碓氷川を取水源としており、人見堰・安中大堰によって全耕地を潤しています。

特に人見堰は明暦4年(1658年)磯部領主仙石因幡守俊久公が用水堰新設の決意をし、磯部5ヶ村との協議が成立しましたが、大王寺領主(現松井田町)吉良上野介の反対で事業の着工が不可能となりました。止むなく仙石公は寛文9年(1669年)自分の領地を幕府に返還して幕府の直轄地としたうえで、この地に用水堰新設の請願を行ったのであります。

寛文13年(1673年)幕府直轄工事が開始され、わずか17日間で延長1,557間(約2,800m)人見堰用水路が完成したのであります。

その後、磯部村・安中市人見堰用水組合、安中磯部土地改良区人見堰用水組合と時代の移り変わりによって用水管理者は変わってきましたが、用水利用の恩恵は昔も今も全く変わらず、日本農業の発展と地域の振興に大きく貢献してきました。

人見堰は現在高崎土地改良事務所を事業主体とする用水路の改修工事が行われ、改良区に編入されたことにより農業用水として地域の農業振興に大きな力を発揮するために新しく生まれ変わろうとしています。

安中磯部土地改良区は平成10年人見堰水利使用権の更新の許可を建設省より受け、人見堰・安中大堰の幹線水路施設は理事会補助機関の事業委員会、末端水路については17用水組合によって維持管理の徹底に努めています。

当改良区の用水利用の特色は農業用水の確保を第一の目的とするが、用水の公共性を充分認識して公共団体・地域企業・地域の防火用水等の水需要を配慮した用水路の維持管理を常に心掛けると共に、環境保全対策も考慮に入れた改良区運営をしています。

## 応桑用水土地改良区



応桑用水土地改良区は、浅間山麓吾妻郡長野原町及び嬭恋村に跨る地帯の一郭に位置し、地質は火山の噴出物から形成されておりこの地域一帯は、湧水等にも恵まれない地域でした。

かつて、応桑地区は狩宿村と呼ばれていた当時、狩宿関所繪図にもあるように応桑用水の水源に関わるものは古くから育まれてきており歴史そのものと言えます。

用水路は、崩潰し易い地形条件の中で、素堀水路の造築で、漏水等に先人達の苦闘が伺えます。また戦後の食料難、農業用水の安定的な確保やその水利権者の獲得等を図るとともに、農業経営の近代化・多角化を目的に昭和38年5月土地改良区の設立がなされました。

本地区は、浅間山麓台地の高原地帯、標高900mであり耕地の大部分は畑地が占め、高原野菜を主流とする畑作の経営形態であります。従って畑地かんがい方式の耕作体系を中心とし、かんがい施設の充実とともに、隣接の嬭恋村の大規模農家に匹敵する優秀農家の出現も数多く、大型機械による経営形態が徐々に増えている状況であります。

近年、本地区内農業経営の近代化が進むなかで、地域社会の発展にますます寄与するものと期待されています。

なお、本地区の主要施設の概要は次のとおりです。

地区面積 240ha、 頭首工 2ヶ所、 貯水池 1ヶ所、 水路 25km

## 群馬県内ダム紹介コーナー

### 藤原ダム

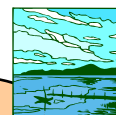


### ダム諸元

管理者	建設省	流域面積(km <sup>2</sup> )	401.0 (直接138.2, 間接262.8)	型式	重力式 コンクリートダム
河川名	利根川	湛水面積(km <sup>2</sup> )	1.69	放流設備	クリスタート、バルブ 非常用排水管
貯水池名	藤原湖	位置	群馬県利根郡水上町	発電	藤原発電所(東電) 玉原発電所(東電)

目的 洪水調節・不特定・発電

## 水に関連した故事・成語コーナー



### 寝耳に水

寝ているときに突然、耳へ水を入れられるように、いきなり変わったことが起こってびっくりすること。



### 焼け石に水

いくら与えても、むだなこと。また、いくら労力をかけても効果がないことの意味。

### 大海の一滴

広大な所に非常に小さいものがあることのとえ。

## 用語解説コーナー

### 水利権者と河川協議

流水占用の代表的な形態である取水及び流水の貯留は、ダム・堰・取水樋門等の管理、操作により行われることから、一般に当該施設を管理する者（施設所有主体と管理主体はほとんど一致している。）が**水利権取得主体**となります。

土地改良事業の実施にあたり、事業の基本である農業用水を確保するため河川の流水を占用し、または河川区域内の土地を占用及び河川区域内の土地に工作者の新築・改築等を行う場合は、河川法の規定により河川管理者の許可を得なければなりません。

国営土地改良事業等、国が行う事業については、河川法第95条に基づいて事業主体と河川管理者との協議が成立することをもって、許可があったものとされています。通常これを**河川協議**と言っております。

水利権主体としての河川協議に係る許可申請者（協議者）は次のとおりです。

事業区分	申請機関（部局）	申請者名
国営土地改良事業	地方農政局等	農林水産大臣名
都道府県土地改良事業	都道府県農林水産担当部局	知事名
団体営土地改良事業	土地改良区等事業主体	事業主体長名
水資源開発公団営事業	水資源開発公団	総裁名
災害復旧事業、補償工事	土地改良区等既得水利権者	既得水利権者の長の名

# 21世紀にむけての『食料・農業・農村基本法』

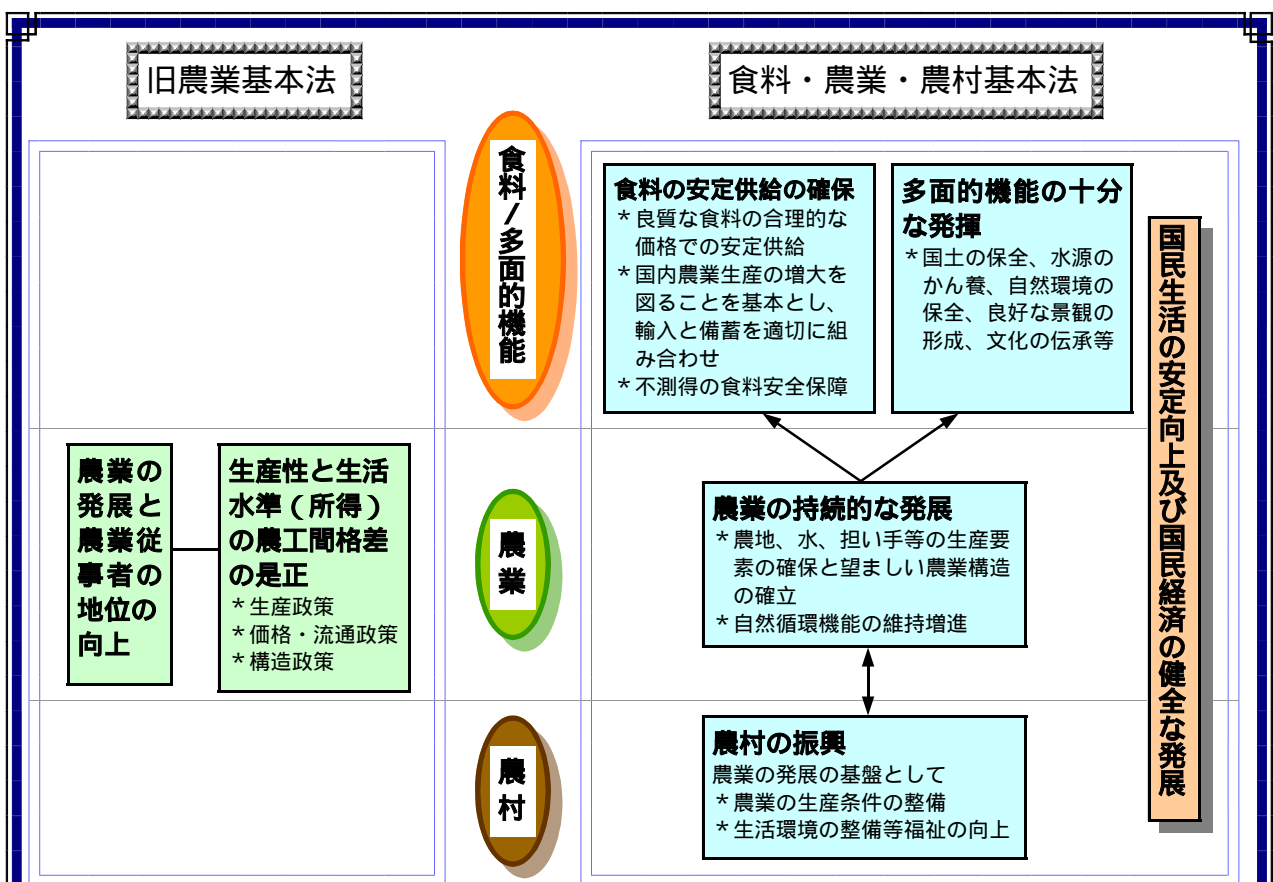
旧農業基本法は、昭和36年、当時の社会経済動向やその見通しを踏まえて、我が国の向かうべき道すじを明らかにするものとして制定されました。

近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化など、農業・農村をめぐる諸情勢の変化にともない、国民が不安を感じる自体が生じています。

21世紀を展望した新たな政策体系の確立により、国民は安全と安心を、農業者は自信と誇りを得ることができ、これらを通じて都市・農村の共生が可能となります。

このような基本的な考え方の下に新しい基本法は生まれ変わるものと言えます。

## 基本法が目指すもの



### ポイント

- 農業の生産性の向上
- 農業生産の選択的拡大と農業総生産の増大
- 農産物の価格の安定
- 農産物の流通の合理化等
- 家族農業経営の発展と自立経営の育成
- 協業の助長

### ポイント

- 基本計画の策定～食料自給率の目標設定**
  - ・基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定（策定後、国会報告）。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し
  - ・食料自給率の目標につき、その向上を図ることを旨とし、国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定
- 消費者重視の食料政策の展開**
  - ・食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化
  - ・健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及・情報提供
  - ・食品産業の健全な発展
- 望ましい農業構造の確立と経営施策の展開**
  - ・効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
  - ・専門的農業者等の創意工夫を生かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策**
- 自然循環機能の維持増進**
  - ・農業・肥料の適正使用、地力の増進等により環境と調和した農業生産を展開
- 中山間地域等の生産条件の不利補正**
  - ・適切な農業生産活動が維持されるための支援（直接支払）